登録番号

医薬品等名

製造販売後調査に係る経費算出基準（1調査票当たり）

（１）調査研究費 　円 ： (A)

* 一般使用成績調査（1調査票当たり） 20,000円
* 特定使用成績調査（1調査票当たり） 30,000円\*
* 使用成績比較調査（1調査票当たり）　　　　 20,000円～\*\*
* 副作用等の報告（1調査票当たり） 　　　　　　　　 20,000円
* その他（上記に該当しない調査）（1調査票当たり）　　 30,000円\*

*（\* 調査依頼者の基準により、調査研究費の額が30,000円を超えて設定されている場合は、当該基準に従う。）*

*（*\*\**調査内容により、特定使用成績調査の費用に準ずる。）*

（２）管理費（①＋②＋③）　　　　　　　　　　　　　 　円 ： (B)

* 1. 薬品及び文書管理料　（A）× 9%　＝　　　　　　　　円
  2. 委員会審査料　　　　（A）× 9%　＝　　　　　　　　円
  3. 施設使用料　　　　　（A）×25%　＝　　　　　　　　円

委託研究費（A+B）=　　 　円（別途消費税）

* 本算出基準は、製造販売後調査のうち一般使用成績調査、特定使用成績調査、使用成績比較調査、その他の調査及び副作用等の報告に適用する。
* 本算出基準表に記載がない経費が発生する場合は、該当する項目に追記して経費を算出する。
* 製造販売後調査研究費は、調査票を依頼者へ提出後、請求する。
* 症例数追加の場合は、追加症例分について別途覚書等の契約をする。
* 依頼者は、調査票を受領後、支払対象報告書を作成し、治験事務局に報告する。
* 依頼者は、振込みに際し、事前に振込通知書を治験事務局に提出する。

支払対象報告書記載事項：契約番号・製薬会社名・薬品名・調査票数（年度別）

振込通知書記載事項：契約番号・製薬会社名・薬品名・金額・〇〇調査料・調査票数

＊ 消費税は支払対象報告書の提出日時点での税率に従う。